

## 公立大学法人京都市立芸術大学公益通報等に関する規程

(平成31年3月27日理事長決定)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学業務方法書第26条の規定に基づき、公立大学法人京都市立芸術大学(以下「法人」という。)における公益通報者の保護、公益通報の処理、その他公益通報等に関し必要な事項について定めることにより、法人における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「公益通報」とは、次の各号に掲げる者(以下「職員等」という。)が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法人又は法人の業務に従事する役員若しくは職員等について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を法人に通報することをいう。

- (1) 法人に雇用される者(派遣職員(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定及び京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定に基づき、京都市から法人に派遣された職員をいう。)を含む。)
- (2) 法人と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき、法人において業務に従事する者
- (3) 京都市立芸術大学及び京都市立芸術大学大学院の学生、研究生等

2 公益通報者とは、公益通報した者をいう。

3 通報対象事実とは、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第3項に規定する通報対象事実及び法人が定める規程等の規定に違反し、又は違反するおそれのある行為の事実をいう。

(通報窓口)

第3条 公益通報及び公益通報に関する相談に応じるため、事務局に通報窓口を置く。

2 前項の通報窓口を担当者を置き、事務局長をもって充てる。

3 法人における通報窓口責任者は、内部統制担当役員とする。

(通報の方法)

第4条 通報の方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会により行うものとする。

2 前項の通報は、次に掲げる事項について、通報窓口に行うものとする。

- (1) 通報対象事実を行った、又は行おうとしている者の氏名及び所属
- (2) 通報対象事実の具体的内容

(3) 通報対象事実が行われた, 又は行われようとしている日時及び場所

(4) その他参考となる事項

3 原則として, 匿名による通報は受け付けないものとする。

(通報制限)

第5条 公益通報者は, 虚偽の通報, 他者の誹謗中傷やその他不正の目的で通報を行ってはならない。

2 理事長は, 前項の不正の目的の通報をした法人の職員に対し, 懲戒処分を行うことができる。

(通報窓口以外の通報)

第6条 通報窓口以外の第2条第1項第1号に規定する者が公益通報を受けたときは, 速やかに通報窓口に連絡しなければならない。

(通報後の措置)

第7条 窓口において公益通報を受けたときは, 速やかにその内容を理事長及び内部統制担当役員に報告するものとする。

2 理事長は, 必要に応じて第2条第1項第1号に規定する者の中から調査員を指名し, 事実関係の調査を行わせることができる。

3 前項により調査を命じられた者は, 速やかに事実関係を調査するとともに, その調査結果を理事長及び内部統制担当役員に報告するものとする。

4 職員等は, 前2項に規定する調査に際し, 調査員から協力を求められた場合は, 当該調査に協力しなければならない。

5 理事長は, 第1項及び第3項の規定により報告を受けたときは, 理事会にその旨を報告するものとする。

(是正措置)

第8条 理事長は, 前条の報告により不正が明らかになった場合は, 是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分等)

第9条 理事長は, 第7条に規定する報告により不正が明らかになった場合には, 不正に関与した者に対して, 法人が定める規程等の規定に基づく懲戒処分等を行うことができる。

(公益通報者への通知)

第10条 理事長は, 第7条に規定する調査が完了したときは, 必要に応じて公益通報者に調査結果を通知するものとする。

(公益通報者の保護)

第11条 法人は, 法人の職員等が公益通報又は公益通報に関する相談を行ったことを理由として, 当該職員等に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(個人情報の保護)

第12条 この規程に基づき、公益通報を受け付ける者、通報対象事実を調査する者等は、通報や調査の中で得られた個人情報については、その保護に努めるとともに正当な理由なくしてこれを開示してはならない。

(関係者の排除)

第13条 公益通報等の業務に従事する者が、通報対象行為の当事者として通報された場合は、当該公益通報等の業務に関与してはならない。

(公益通報に該当しない通報に対する準用)

第14条 第2条第1項に掲げる者以外の者からの通報については、この規程に定める公益通報の例に準じて取り扱うものとする。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、事務局総務広報課において行う。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、公益通報等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。